

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和4年12月2日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年12月2日(金) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 建石 良明 副委員長 辻本 馨
委員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
辻本 博之 中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 村井 浩二
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則
政策総務部長 小角 孝彦 秘書政策課長 西本 武史
まちづくり推進部長 村上 正規 住民人権課長 木村 厚江
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 山森 恵里
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
 - (2) 議案第48号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
 - (3) 議案第49号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件
 - (4) 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○建石委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件ほか3件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○建石委員長 本日は村井委員が欠席ですが、定足数は満たしておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、条例案件4件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

まず、議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 おはようございます。

議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

それでは、まず最初に、本改正に至りました理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

本改正は、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が成立したことを踏まえまして、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段

階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制などを導入するものでございます。今回の法改正による定年延長制度の導入に伴い、様々な条例等の整理・整備が必要となりますことから、関連する条例の一部改正を一括して行うための整備等条例を上程させていただくものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、新旧対照表の1頁をお願いいたします。新旧対照表でございます。

第1条関係でございます。第1条関係の改正は、太子町人事行政の状況の運営等の公表に関する条例の改正でございます。この中で、第2条第2項の改正は、地方公務員法が改正されたことに伴う規定の改正でございます。

続きまして、第2条の改正は、職員の降給に関する条例の改正でございます。この中で、第2条及び第3条中の改正は、役職定年による降給を規定したもの、また、文言の整理をしたものでございます。

新旧対照表の2頁をお願いいたします。

附則の改正では、60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準となる職員の降給の適用について規定したものでございます。

続きまして、第3条関係の改正でございます。職員の定年等に関する条例の改正となります。この中で、第1章の総則につきまして、第1条の改正は、地方公務員法が改正されたことに伴う規定の改正でございます。

3頁をお願いいたします。

第2章、定年制度について、第3条の改正は、定年の年齢を65歳とするものとし、第4条は、定年による退職の特例を規定したものでございます。

新旧対照表の5頁をお願いいたします。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制につきまして、第7条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年を60歳とするものでございます。また、第8条は、役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を定めたものでございます。

6頁から8頁でございます。

第9条は、職務遂行上の事情や職務の特殊性がある特定の事情がある特例として、役職定年すべき管理監督職にある職員を延長して管理監督職として引き続き勤務させることができることとしております。

9頁をお願いいたします。

第4章、定年前再任用短時間勤務制につきまして、第12条では、60歳に達した日以降、定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用することができることを規定しているものでございます。

10頁をお願いいたします。

附則第3項では、定年に関する経過措置としまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において段階的に引き上げられる定年年齢を規定しております。

附則第4項では、情報提供、勤務の意思確認制度の新設として、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以降の任用、給与に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることを規定したものでございます。

11頁をお願いいたします。

第4条関係の改正でございます。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございます。この中で、第3条は、減給される場合において、その減ずる額が給料及び地域手当の合計額の10分の1相当額を超えるときには、その額を減ずるものとするを追加したものでございます。

続きまして、第5条関係の改正でございます。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正になります。この中で、第2条の改正は、地方公務員法が改正されたことに伴う整備を行うものでございます。

12頁をお願いいたします。

第6条関係の改正でございます。太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。この中で、第2条第3項以降14頁までの改正は、地方公務員法が改正されたことに伴う改正及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とする文言の改正でございます。

14頁、第7条関係の改正は、太子町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。この中で、第2条第3号及び15頁の第10条第3号は、役職定年の特例により延長された管理監督職である職員を追加するものでございます。第19条、第20条は、地方公務員法が改正されたことに伴う改正及び文言の整理でございます。

第8条関係の改正でございます。一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。第3条第5項以降19頁第28条の2までの改正は、地方公務員法が改正されたことに伴う規定の改正及び文言の整理でございます。

20頁から22頁の附則でございます。

ここでは、当分の間、60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準とすること、また、役職定年による降任等をされた職員の場合、降任等による減額と特定日を迎え給料月額7割措置の適用を受けることによる二重の引下げとなるため、当分の間、特定日以降、給料月額7割措置を適用した上に、降任等される前の給料月額の7割と降任等された後の給料月額の7割との差額に相当する額を調整額として支給することなどを規定したものでございます。

22頁の別表第1は、職員の区分、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とする文言の改正でございます。

23頁をお願いいたします。

第9条関係の改正になります。太子町職員の退職手当に関する条例の改正でございます。この中で、第2条は、地方公務員法が改正されたことに伴う規定の改正でございます。

24頁第4条以降26頁の第5条までの改正につきましては、現行の退職手当制度そのものが変わるものではありませんが、今回の改正に合わせて、国準則にのっとり条例の見直しをさせていただくものでございます。

26頁第5条の3の改正は、定年年齢が引き上げられたことに伴い、定年前早期退職者の対象年齢を定年から20年減じたものとする改正でございます。

また、27頁以降40頁第17条第5項までの改正は、国の準則にのっとり各条例全般の見直しをさせていただきました結果、条文の追加や条ずれへの対応、読点修正や文言の整理等を一括して整理させていただくものでございます。

40頁以降46頁改正前の附則第18項までは、国準則にのっとり条文を削除するものでございます。

46頁附則第3項から第5項の改正は、附則条文を削除したことに伴う条ずれによる改正と、新たに追加する附則を規定するものでございます。

附則第7項の改正は、失業者の退職手当に係る規定の適用について、平成34年3月31日以前に退職した職員としていたものを、令和7年3月31日以前に退職した職員と改正するものでございます。

47頁をお願いいたします。

附則第8項及び第9項は、60歳に達した日以降その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定すると

したものでございます。

附則第10項は、7割水準の給料月額となる場合や役職定年による降任等により給料月額が減額される場合において、最も高かった給料月額を算定基礎とするピーク時特例を適用するものとしたものでございます。

附則第11項、48頁の第12項及び第13項は、定年引上げに伴う早期退職者に対する退職手当の割増し率や期間について規定したものでございます。

恐れ入ります、議案書の21頁をお願いいたします。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行することとしております。なお、附則では、経過措置としまして、定年が段階的に引き上げられる経過期間において65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する暫定再任用制度等について規定しております。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**建石委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**斧田委員** ただいまの説明の中で、国から出されている準則というんですか、何かモデルになるようなものというか、そのものと太子町の今回のこの条例との違いがあるようなところがあれば教えていただきたいんですが、いかがですか。

○**西本秘書政策課長** 基本的には国の準則に準じてこの条例を改正しております。

○**斧田委員** 分かりました。いろんなこういうふうな身分保障の問題とかでもそれぞれの市町村で独自に決めていくべきものだと思っているんですが、基本的にはもう今回のやつは国が出されている準則に沿っているということによろしいですね。

それと、続いてすみません。現行というんですか、今まで行われてきました定年制度というんですか。今回の場合が、先ほどの説明の中では、7割のところとそれ以外の引下げ率があったとしても調整して補給するというふうな説明もあったんですけども、新しい制度が不利になることはないのでしょうか。

○**西本秘書政策課長** 今、斧田委員がおっしゃいましたように、この新しい制度で現行不利益が出るという、基本的にはそういう制度設計にはなっておりません。例えばですけども、今、7割水準の話がありましたけれども、例えば管理職につきましては、非管

理職になって降任された中での7割水準ということで、二重に引き下げられるというところがあるんですけども、そこは調整の中で、管理職の7割というところで調整額が加算されます。そういったところからしましても、この制度で不利益といいますか、そういうことが生じるという、そういうふうな制度設計にはなってございません。

○**斧田委員** ありがとうございます。これから定年を迎えられる方というんですか、少しずつ延びていくような制度設計されているんですけども、不利益にならないような形での取扱いをお願いしたいと思います。

それとあと、この制度が進められていく中で、ここ5年ぐらいの間で該当される職員の方の人数というんですか、人数分布を教えてくださいと思います。

○**西本秘書政策課長** 今回の定年延長の制度によりまして、2年に1度定年延長されるということで、ここ5年ということで、令和5年の4月からこの制度が始まります。令和5年度末については、定年延長が開始されるということで、定年退職される方はゼロになります。令和6年度末で今5名の方が年齢的に計上しております。令和7年度末はまた2年に1度ということで、ゼロ人。令和8年度末については年齢的に2名の方が定年退職されるということで、ここ数年の状況になります。

○**斧田委員** ありがとうございます。かなりの人数というんですか、職員数の中でも令和6年の末のところでは5名の方が定年を迎えられるというふうなことで、新しくその定年になった後のいろんな形での職務形態であったりとか、やはりこれまで職員として頑張ってきた方ですので、定年後についても本当にちゃんと働いてもらえるような取組というんですか、いろんな意見を聞いたりするような形の中で、こういう制度が生きたものになっていただけるよう取り組んでいただけたらと思います。

以上で終わります。

○**建石委員長** 答弁はいいですか。

○**斧田委員** はい、結構です。

○**建石委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** この7割の根拠は何を持ってきているんですか。

○**西本秘書政策課長** 7割水準の7割の根拠のご質問でございます。

7割の根拠は、国の制度に準じておるといところになります。国家公務員のほうが同じく7割水準ということで、それに準じた形で地方公務員、太子町につきましてもこの7割水準というところを適用しております。

○西田委員 いつも人勸とかは民間企業と比べるじゃないですか。民間企業の給料が何ぼだから、国家公務員、地方自治体の職員さんの給料が多過ぎるからとか言って今まで下がってきたのだけれども、その7割の根拠はそういうところから見て踏まえたら、企業規模100人以上だったら76.2%なんですって。大体そういうところを持ってきて上げたり下げたりするという意味では、7割という水準は低いねというのは国会内で議論があったんです。だから、企業を見本とするのだったら7.5割とか、そういうふうにしてもよかったのと違うかなという話もあったんですけれども、7割になったということ的背景に、うちだったら定年の人の顔が浮かぶからね。7割ってそういう感じと思うのだけれども、一般的にもっと最後役職まで行かなくて定年を迎える方もいらっしゃるわけじゃないですか、平均、定年のときに幾らになっているかってご存じですか。

○西本秘書政策課長 ご質問は定年されるときの平均の給与ですか。

○西田委員 ご存じならば。知らなかったらいいです。

○西本秘書政策課長 すみません。私のほうでちょっと今承知しておりません。

○西田委員 太子町でいけば、本当に上って上っての人が退職していくなってみんな頭に浮かぶんですけれども、いろいろな階級の人が出て、それこそ何百人か辞めるようなところもあるとしたらいろいろ幅があるでしょう。34万4千800円なんですって、平均がね。それを7割にしたら24万1千400円だったら、最低生計費水準、そんなのになるということもあるのだけれども、太子町でいけば、そういう顔が浮かぶ中で7割も減るっていかがかなと思うのだけれども、最低水準よりも下がるということはないんですよね。

○西本秘書政策課長 最低水準とおっしゃいますと。どういったことでしょうか。

○西田委員 24万1千400円ぐらいだったら最低生計費水準。これ以下になる。給料が7割減ったら、太子町の職員さんが定年延長されても、そういう基準があるんですけども、基準以下になるということはないんですよね。

だって、今顔が浮かぶ人の60歳のときの月額が34万4千800円より多いのか少ないかを思い浮かべていただいたらいいから、今、太子町で7割減ってもそれ以下になりませんかと聞いたらどうなんでしょうね。

○西本秘書政策課長 例えばですけど、ちょっとお答えになっているか。例えば課長級。課長級でも6級という課長級の中で、いろんな号給がありますけれども、例えば課長級で40万円ほどの給料月額をもらっている職員につきましては、7割でいきますと28

万円程度になります。その28万円、そこはこの制度に基づきまして7割水準という形でそういった給料月額になるという、そういう状況でございます。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。

○西田委員 これだけの給料ではやっていくのはしんどいねというより、下にならなかつたらいいと思うので、それはちょっと数字をこれから追いかけてもらえたらなと思います。

しばらく定年延長した人、最終、表をもらったら、きっちりなるのは令和14年ということでしょう。その間は再任用職員さんと何か入り乱れる形になるんですか。何かこの7割水準になる人はもう定年延長になった人たちのことであって、それまでに辞めた人は再任であって、そこに給料の、最後辞めたときの、年度は違いますけど同じような役職で同じような給料で辞めていったけれども、定年の日が年度が違うことによってもらえるお金が差が出るということはないんですか。

○西本秘書政策課長 この令和5年4月以降は、この制度は例えば今の7割水準の制度が一旦続きますので、それ以降定年された方に考え方に差異が生じるということはありません。

○西田委員 それでいくと、令和5年の3月末で辞める人とそれ以降の人は変わらないということですかね。この表の段階、書いてますけれども、扱いは。

○西本秘書政策課長 この令和5年の3月に辞められる方は年齢的に60歳で定年退職を迎えられると。この条例を可決いただいて、令和5年の4月以降の方については定年がまず延びるということですね。それが1点と、例えば退職手当等につきましては、質問の答えになっているかあれですけれども、退職手当につきましては、その直近の最高時の給料をベースに退職手当も算定される。それは従前と従後も変わりません。また、現在、この令和5年3月に退職される方は、もし働かれるのであれば、暫定再任用という制度の中で再任用の給料の表がありますので、それを見ていく。令和5年4月以降にこの制度を基に同じく定年退職された方が65歳まで働く方は、暫定再任用という制度のもとで、これも同じく再任用制度の給料に基づくというところで、給与の考え方、額なりには差異はないというふうにご理解いただけたらと思います。

○西田委員 その中で、これまでにちょっと定年退職していて65歳まで働くという枠の中の人も今いますよね。そういう人たちの扱いはこっちに移行はしないんですよね。

○西本秘書政策課長 これまでの65歳の方については再任用という言葉を使っております。

したから、言葉自身が暫定再任用という言葉になります。基本的には従前と同じというふうに給料的にも考えていただいたら結構なので、従前の再任用の方は、65歳までの中では何ら変更というのはいりません。

○西田委員 一番気になるのは、やっぱり同じ仕事をして、7割にするんだから今まで10働いていたのを7割でいいよと、3割ゆっくりして遊んでくれていいよとならないじゃないですか。この人たちも最大65歳まで働いて、太子町、何人いるの。120人か117人か忘れたけど、その定数の中の1人として存分に働いてもらわなあかんけれども、7割になるというのはいかなものかなと思うのと、今もう63歳で再任で働いている人とかがこの暫定との差があったら嫌だなと思ったけど、給料面では変わらないから名前だけが変わると思ったら、今、移行措置の中でそういう再任用の63歳の人もいるわけでしょう。給料は変わりませんと、その考え方は変わりませんと。今、だから、再任の人も普通に働いていたら大体7割もらっているんだなという状況なんですか。

○西本秘書政策課長 今、再任用の方は7割ということではなくて、再任用の給料表がございますので、その額になります。ただ、従前が例えば課長職でおられたのか一般職でおられたのかによって、今もらっておられる再任用の給料との比率は個々によって、人によって異なりますので、それは一概に7割かどうかというのはちょっと、人によって違うかなというふうに考えております。

○西田委員 そういうことなんでしょう。ただ、ここが勝手に決めたことではないけれども、何かいろんな辞めた年によって同じような仕事をしていても給料に差があるとかということになれば、何となくモチベーションがどうなのかなというのを心配しているんですけども、そういうモチベーションがだだ下がりにならんように、やっぱりフォローはしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、これ、退職金、やっぱりこの延びたときまでもらわれないのですか。それで、延びた挙げ句に65歳までもらわれないのだったら、普通、何百万円でも、今もう利子は少ないにしたって、ちょっとぐらい利子がつくじゃないですか。でも、やっぱりこの延びた61歳、もらうけど、65歳までお預けを食らっても、金額は下がることも上がることもないということですかね。

○西本秘書政策課長 退職金については、辞められる前の高い、7割水準に下がる前の最も高いときの給料でもって退職金を算定しますので、そこは延びてどうなるというものではないかというふうに考えます。

○西田委員 延びて、置いていて利子がつくということもないんですよ。

○小角政策総務部長 あくまでも定年が延長になりますので、60歳が定年ではなくなります。ただ、その60歳、今まで60歳が定年だったので、その時点で給与がマックスになります。そこを基準にします。でも、定年自体が延長になりますので、その分の差額とか利子がつくとか、そういうのはございませんので、その辺はご理解お願いします。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第47号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木村住民人権課長 議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正中の件につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本町条例において公費負担に係る限度額を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

第4条第2項アは、一般運送契約以外で選挙運動用自動車の借入れ契約、いわゆるレンタル契約の場合において、当該候補者が指定する1日1台の選挙運動用自動車に限り、

借入れに係る1日当たりの限度額を、1万5千800円を1万6千100円に改めるものでございます。

次に、1頁中段、同条第2項イ、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合でございますが、1候補者につき、立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの日数を乗じる燃料代の単価7千560円を7千700円に改めるものでございます。

次に、2頁、第8条、選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額は、ビラ1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。

次に、2頁中段、第11条、選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額は、ポスター1枚当たりの作成単価の限度額を525円6銭から541円31銭に、また、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加算する額を31万500円から31万6千250円にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、改め文をお開きください。

附則でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**建石委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** これですけれども、千早赤阪村なんかはこの条例をまず持ってないというのもあるじゃないですか。あと、私は郡の議員としゃべっていて、河南町は9月議会に出たよみたいな話があったんですけれども。いつやってもいいのかということと、これを別に上げなくてもよかったのかとか、そういう絶対しなければならない条例だったのかということと、うちは9月でなくても別に構わなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○**木村住民人権課長** まず、河南町さんが9月に上程させていただいたということにつきましては、本町といたしまして、国からの通達のほうが来まして、近隣市町村のほうで確認させていただきました。近隣では河南町さんと富田林市さんが9月に上げたということと、ほかの藤井寺市さん、羽曳野市さんは12月に上げて、大体12月のほうが多いということで、太子町としましても間に合うようにということで、12月で上げさせていただきます。千早赤阪村さんが上げてない、こちらの条例を適用してないとい

うのは、千早赤阪村さんの町村の考えということになっております。

すみません、ちょっと前後するんですけども、太子町としましても、選挙を立候補しやすい環境ということもありますので、改正のほうは国に準じておりますので、今回上げさせていただいたというような形になっております。

以上です。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 それでは、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件につきましてご説明申し上げます。

まず、本改正に至りました理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

本改正は、本年8月8日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給与改定等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員及び特別職の期末手当につきまして0.1月引き上げる所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、3頁目、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係及び第2条関係の改正につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁

償等に関する条例改正でございます。

第1条関係は、12月に支給する支給割合を100分の10増するもので、100分の215から100分の225に改正するものでございます。

第2条関係は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の215から100分の220に、また、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の225から100分の220に改正し、年間4.4か月分とするものでございます。

次に、第3条関係及び次頁の第4条関係は、特別職の職員の給与に関する条例改正でございます。

第3条関係につきましては先ほどご説明いたしました第1条関係と、また、第4条関係につきましては第2条関係と同様の改正内容となりますので、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります、戻っていただきまして議案書の2頁をお願いいたします。

附則でございます。附則第1条では、この条例は、公布の日から施行することとします。第2条及び第4条関係は、令和5年4月1日から施行することとするものです。

附則第2条は、支払いの規定で、12月におきます手当の支給日は12月10日が支払い日となっているため、改正議案成立後、差額支給を行うこととする規定でございます。

以上で第49号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**建石委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** これだけ物価が上がっていたら、もう本当だったら年金も上がってほしいけど下がっていて、給料も上がってほしいなと思うので、この前の人勧の引下げは幾ら何でもということだったんですが、コロナ禍の中で本当に職員さんは大変ですし、コロナがちょっと明けて人が動き出したら、本当に土日、職員さん、休んでおられるのかなと思うぐらいに様々な行事がある中で、引上げは、これは少ないと思うんですけども、上がってよかったなと思うんです。ただ、給料を引き上げといっても全部一律ではないじゃないですか。そういう意味では、この0.3%の引き上げ、平均でしょう。最大

だったらどれぐらい上がった人がいて、上になればなるほど上がらないみたいなんだけれども、その上げ幅はパーセントは分かりますか、違い。

○建石委員長 西田委員、今のはこの案件とあれがあるんですか。

○西田委員 もしかしたらそれはこの後の職員か、になるのかで、ちょっと切ります。すみません。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題いたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 それでは、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、本年8月8日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給料改定等について勧告が行われたことを受けまして、本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員組合との労使交渉が整いましたので、国に準じて民間給与との格差を埋めるため、給与水準及び勤勉手当の引上げを行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、8頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係の改正は、人事院勧告に基づく勤勉手当及び給料表の改正を行っております。この中で、第26条第2項第1号の改正は、12月に支給する勤勉手当の支給割合

を100分の95から100分の105へ100分の10引き上げるものでございます。また、第2号の改正は、第1号と同じく、再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の45から100分の50へ、100分の5支給割合を引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の別表第1は給料表の改正で、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、大卒程度に係る初任給を3千円、高卒者に係る初任給を4千円引き上げ、また、30代半ばまでの若年層が在職する号給について改定を行い、平均で0.3%の引き上げを行っております。

以上が第1条関係の改正になります。

引き続きまして、17頁目、一番最後の頁になります。お願いいたします。

第2条関係でございます。この中で、第26条第2項第1号の改正は、次年度以降に支給する勤勉手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の95から100分の100に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の105から100分の100に改正するものでございます。また、第2号の改正は、第1号と同じく、再任用職員の勤勉手当につきまして、6月の支給割合を100分の45から100分の47.5に、また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の47.5に改正するものでございます。

以上が第2条関係の改正となります。

恐れ入ります、議案書の6頁をお願いいたします。

附則でございます。第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行することとしますが、改正条例の第2条の施行、次の頁、恐れ入ります、お願いします。改正条例第2条の施行は、令和5年4月1日からすることとしております。第2項は、改正条例の第1条の適用を、令和4年4月1日から適用することとしております。

第2条は、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例で支給された給与の内払いとする規定でございます。

第3条は規則への委任で、条例施行に際し必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 先ほどは申し訳ございませんでした。改めて。なので、平均で0.3%だから、最大上げ幅のと、上がってない、平均ではない、上下をちょっと教えてください。

○西本秘書政策課長 ちょっと聞き取りにくかったんですけれども、平均で0.3%けれども、上げ幅ということでございますか。

○西田委員 若年層だったら0.3ではないと思うんです。

○西本秘書政策課長 今回この給与改定については国に準じております。基本的には国と同じというふうに考えていただいたら。国のほうで0.3%ですから、私どもも0.3%なんですけども。若年層を中心に申し上げます。1級で1.7%、2級で1.1%、3級で0.2%、そういったパーセントで改定、平均ですが改定しております。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時24分 閉会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 建石良明